

医政メモQ&A

混合診療、本当のところはどうなんだ

現在の保険診療では、健康保険法と療養担当規則により、一定料率の負担金と特定療養費で定められている室料差額・歯科材料差額・高度先進医療部分など以外は患者から費用を徴収してはならないと定められており、混合診療は禁止されている。

日本医師会でも混合診療は認めるべきではないという立場をとっているが、一方では特定療養費制度それ自体が合法的混合診療であるという考え方もあり、ここ1、2年の間に混合診療容認論が急浮上してきている。

本当のところはどうなのか、さらに論議を深める必要があると思われるので、再度Q&Aでとりあげてみる。

Q：特定療養費制度の本質とは？

A：特定療養費制度が創設されたのは、1984年（昭和59年）に健保法が改正されたときである。当時の日本経済はその数年前の2度に及ぶオイルショックで打撃を受け低迷状態となっており、医療保険財政も危機的状況に陥り社保本人1割負担など本格的な医療費抑制政策が開始された年である。

この特定療養費制度の表向きの目的は、戦前から存在した差額ベッドや歯科の材料差額など、医療保険における現物給付という概念では理解し難い差額徴収の制度、つまり現物である医療の中でこれ以上は給付外とするのはおかしいとして「現物給付」を費用の支払い即ち「療養費の支給」と表現し、差額徴収を可能にした制度である。

特定療養費制度創設のもう一つの目的、あるいは真の目的は高度先進医療の差額徴収の導入であった。新しい高価な医療はすぐには保険で認められず、保険の対象外の高度医療を一部でも受ければ、保険のきく部分も含めて全部を自己負担としなければならない。そこでこの特定療養費制度により、特定の先進

医療に限っては保険の対象外の部分のみを患者負担としたのである。

つまり、先進的高額医療はそれまで保険では認められていなかったが、この制度により室料や歯科材料と同様に療養費給付における差額徴収という「保険診療と保険外診療の混在」いわゆる混合診療を合法的に可能にしたものであると考えられるのである。

従って特定療養費制度の本当のところは、規制緩和策ではなく先進的高額医療を患者負担に頼るといふ保険医療費高騰の防止策であり上部切捨て制限診療の合法化なのである。

Q：限られた保険診療の枠内では最善の医療ができないのでは？

A：患者には最善の医療を受ける権利があるのに、限られた保険診療の枠内では最善の医療ができない。これが混合診療容認論の最も強い論拠である。確かに新しい医療技術が次々に開発されている現在、直ちに保険適用にならないものが多く、特定療養費としても扱えない進んだ医療器具が数多く存在し、情報化が進むにつれてその医療を希望する患者も多くなっている。いずれ時間を経て保険適用になるにしても、それまでの間はその部分だけの差額徴収を認めるべきであるというものである。

一方、これらについては早急に保険適用になるように強く運動する事が大切であり、混合診療で解決しようとするのは、短絡的で真に患者のためにはならない、というのが混合診療反対論の立場である。

Q：混合診療を認めるとどうなるのか？

A：混合診療を認めることは、特定療養費の特定枠を撤廃する事と同意義である。前述の様に特定療養費制度の本当のところは、先進的高額医療を患者負担に頼る上部切捨て制限診療の合法化である。従って混合診療を認め

る事はかつて我々医療者の総力で反対し実現させなかった薬価における日本型参照価格制度と同様の制度、つまり全ての医療行為にわたって上限を設定する上部切捨て制限診療制度化への道を開く事になるのである。

Q：今後どのような論議、検討が必要か？

A：医療保険の本質は、発病に伴う経済的リスクを補填するものであり、国民皆保険制度の理念は公平負担・平等給付を原則としている。更には患者が持つ最善の医療を受ける権利の保障や医療の質的向上といった医療の本質的な部分を根底に据えた議論、検討が求められる。

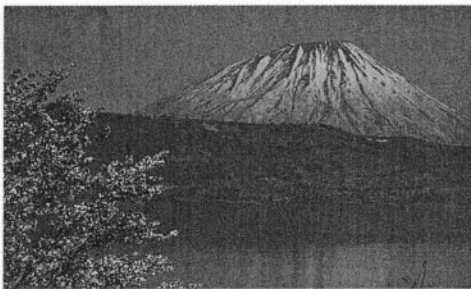
また、医療保険においてはナショナルミニ

マムの保障あるいはセーフティネットの確保という表現がある。しかし今の社会では生活保護制度においても国民の標準的な生活を保障する時代であり、医療保険に関してもグローバルスタンダードの保障をすべきである。例えば、日本医師会主導でEBM（根拠に立脚した医療）に基づき、1、2年毎に更新できる診療ガイドラインの策定を急ぎ、全てを保険適用とする方向を目指すべきであるという意見もある。今後はこの辺りを中心として、本当のところはどうなのかについて論議、検討が必要であろうと考える。

（医政部担当理事 橋本 紘治）

〈表紙写真〉

「春のきざし」



ハッセルブラッド 500C/M
プラナー 150mm

顔にあたる風はまだつめたく感じられるが、そのつめたさの中に、なんとなく暖みがある。もうすぐ北海道も長い冬より覚めるきざしがする。空の青さも一段と強く、羊蹄の頂の雪も、やわらかさがある。20年前の洞爺湖湖畔の桜も咲きはじめた。

河口 道夫（豊平区支部）